



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 栃木労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和4年10月7日

【照会先】

栃木労働局職業安定部需給調整事業室

室長 鈴木 雅美

需給調整指導官 関根 弘憲

(電話) 028-610-3556

(FAX) 028-637-8609

労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の 許可の取消しについて

～労働者派遣法及び職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働本省において、当局管内の労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を営む下記の事業主に対して、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の許可を取り消しました。

なお、処分理由等については、厚生労働本省のプレスリリース資料（別添1）のとおりです。

記

被処分事業主

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 名称 | トライスタッフ株式会社 |
| (2) 代表者職氏名 | 代表取締役 武井 輝 |
| (3) 所在地 | 栃木県小山市西城南7丁目4番地4 |
| (4) 許可に関する事項 | |
| ① 労働者派遣事業 | |
| 許可年月日 | 平成16年4月1日 |
| 許可番号 | 派09-300001 |
| ② 有料の職業紹介事業 | |
| 許可年月日 | 平成16年4月1日 |
| 許可番号 | 09-ユ-300001 |

報道関係者各位

令和4年10月7日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 篠崎 拓也

主任中央需給調整事業指導官 大塚 陽太郎

副主任中央需給調整事業指導官 喜多見 靖

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の 許可を取り消しました

～労働者派遣法及び職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は、令和4年10月7日付けで、トライスタッフ株式会社に対し、労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の許可を取り消しました。詳細は以下のとおりです。

1 労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の許可の取消しを行った事業主

- (1) 名称 トライスタッフ株式会社
- (2) 代表者職氏名 代表取締役 武井 輝
- (3) 所在地 栃木県小山市西城南7丁目4番地4
- (4) 許可に関する事項

①労働者派遣事業

許可年月日 平成16年4月1日

許可番号 派09-300001

②有料の職業紹介事業

許可年月日 平成16年4月1日

許可番号 09-ユ-300001

2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第14条第1項第1号及び職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の9第1項第1号の規定に基づき、令和4年10月7日をもって、労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の許可を取り消す。

3 処分理由

トライスタッフ株式会社は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、令和4年4月27日にその刑が確定したことから、労働者派遣法第6条第1号及び職業安定

法第 32 条第 1 号に規定する欠格事由に該当し、許可の取消が相当であると判断されたため。

※労働者派遣法、職業安定法及び入管法の関係条文は、別添をご参照ください。

●労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5（略）

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十（略）

十一 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二～十三（略）

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二～四（略）

●職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～6（略）

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十三（略）

(許可の取消し等)

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二及び三 (略)

2 (略)

●出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

2 (略)